

# 第1章 總論



## 第1節 「武蔵野市福祉総合計画」とは

### 第1項 計画の趣旨と位置づけ

近年の社会福祉の考え方の基本は、高齢者、子ども、障害のある人・ない人など、すべての人々が人として普通に生活を送り、共に暮らせるような社会を実現しようということです。以前の社会福祉は、低所得者救済が中心でしたが、その後、社会の変化により福祉へのニーズも変化し、一人ひとりの生活を尊重した個別のきめの細かい福祉サービスが求められるようになり、サービスの必要量も増えてきました。

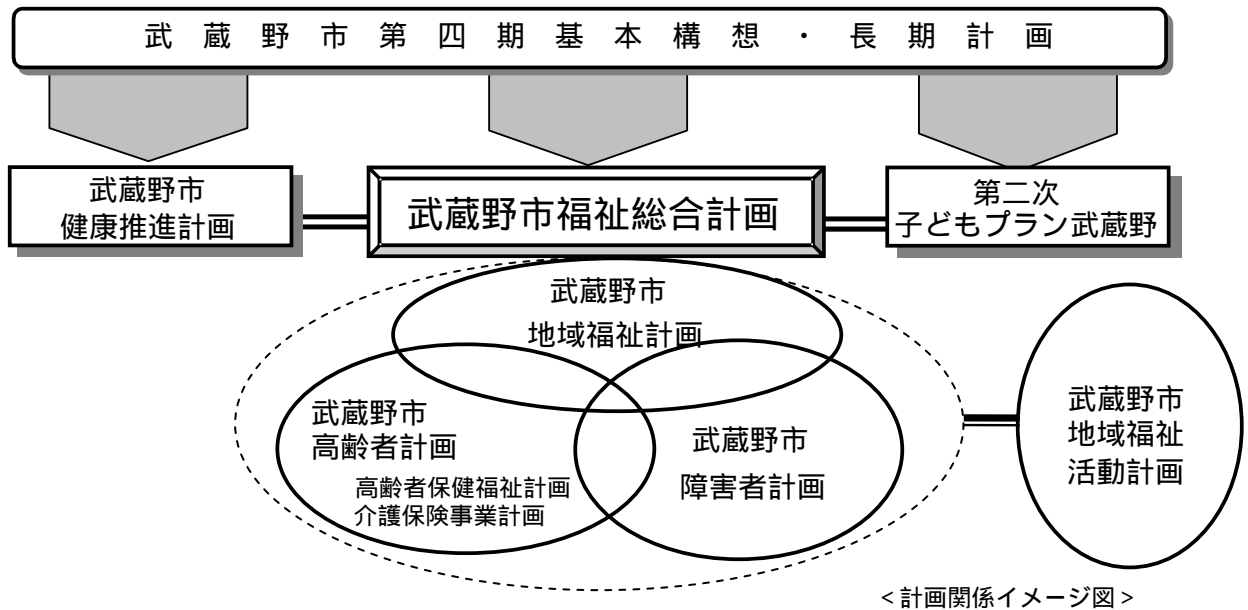
このようなことから、わが国では、社会福祉基礎構造改革に基づき、介護保険法の施行（平成12年）、社会福祉事業法から社会福祉法への改正（平成12年）、障害者福祉における支援費制度の施行（平成15年）などが行われ、また、平成18年度からは障害者自立支援法の施行も予定されるなど、個人が人としての尊厳をもって、その人らしい自立した生活を営むことができる社会の継続をめざし、社会福祉制度全般にわたる見直しが行われている最中です。また、次世代育成支援対策推進法の制定、児童福祉法の改正などにより、地域における子育て施策推進の重要性が明確化され、さらにすべての家庭に対する子育て支援が市町村の責務として位置づけられることとなりました。

この間、本市では、地域福祉計画（平成14年）、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・障害者計画（平成15年。以下「福祉三計画」という。）健康推進計画（平成16年）、子どもプラン武蔵野（平成17年）などの個別計画およびその上位計画である第四期基本構想・長期計画（平成17年。以下「四長」という。）を策定し、一貫して「すべての市民が、住み慣れた地域の中で、いつまでも安心して生活できるまちづくり」を推進してきました。

しかしながら、少子高齢化、核家族化が進展し、一人暮らしの高齢者や障害のある人、そして子育て中の母親等の孤立など、家庭機能の変化や地域における人間関係の希薄化に伴う問題も顕在化しています。さらに、人口減少社会や低成長経済への移行など、私たちを取り巻く社会状況は大きく変化し、福祉に対する需要が増大し多様化する中で、福祉サービスの仕組みやあり方を総合的に再構築しなければ、本市がめざしてきた「良福祉・中負担」の理念を引きつづき具体化していくことが難しい状況になっています。

このような状況を踏まえ、本市では、既存の社会資源・サービス・仕組みを最大限に活用し、より総合的な見地から本市の福祉施策を推進・継続するため、平成18年3月で計画期間が終了となる「地域福祉計画」と計画の見直し時期を迎える「福祉三計画」を一体的に策定し、「福祉総合計画」とすることといたしました。なお、「福祉三計画」のうち高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、介護保険法の改

正などに基づき「高齢者計画」として一体的な計画に変更しますので、「福祉総合計画」は「地域福祉計画」、「高齢者計画」および「障害者計画」によって構成することとしました。



<各計画策定における法的根拠>

計画名	根拠
地域福祉計画	社会福祉法第107条
高齢者保健福祉計画	老人福祉法第20条の8、老人保健法第46条の18
介護保険事業計画	介護保険法第116条、第117条
障害者計画	障害者基本法第9条

第2項 武蔵野市の福祉がめざすもの

市民の誰もが、住み慣れた地域でいつまでも健康に安心できる暮らしを送りたいと願っています。人として社会で何らかの役割を果たしつつ、他者との関わりを得ながら、いきいきと暮らしてつづけることは万人の望むところです。

そこで、これからますます増加する高齢者や障害のある人など、誰もが、趣味や生きがいを持ちつつ、できる限り自立した生活を続けられるよう、「人」、「もの」、「情報」、拠点となる「場所」など、限りある社会資源を最大限活用できる仕組みづくりと、個々人が満足できる福祉サービスを、適切な負担により利用できる制度の継続を図ります。

また、年齢、性別、国籍の違いや障害のあるなしに関わらず、市民の誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、誰も排除も差別もされず、互いに認め合い、助け合う温かい地域社会の実現をめざします。

### 第3項 基本理念

一人ひとりの市民が望む地域社会を市民が共に手を携えてつくり上げていくために、以下の7つを武蔵野市福祉総合計画の「基本理念」と定めます。

#### 地域密着性

住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活できる環境を守るまちづくりを推進します。

#### 主体的選択

サービスや生活の場を自らが選択し、自ら決定できる地域福祉システムを構築します。

#### サービスの連携

保健・医療・就労・子育て・教育・生涯学習・まちづくりなど多岐にわたる分野と福祉との連携強化を図ります。

#### 自助・共助・公助

自らの生活の質を維持・向上させ、地域で健康に暮らしつづけたいという一人ひとりの意志と自助努力を支えるため、自助・共助・公助の役割分担に基づく地域福祉を推進します。

#### 参加と自己実現

社会参加、地域貢献が一人ひとりの生きがいや自己実現につながる仕組みづくりを構築するとともに、地域社会へ参加するための情報提供や地域の福祉力を高めるための具体的施策を推進します。

#### 個人の尊厳

あらゆる差別、虐待をなくし、すべての人が人としての尊厳をもって、その人らしい自立した暮らしを送れるよう支援します。

#### 持続可能な仕組みづくり

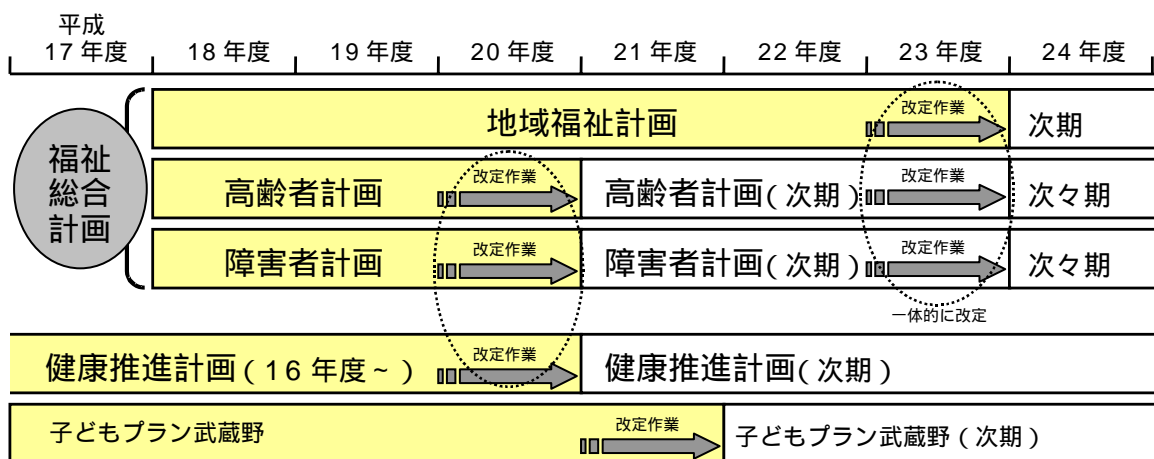
生活の安定を支える社会福祉制度に対する人々の期待に応え、また、今後も増大、多様化する福祉需要に引きつづき対応するため、人・もの・情報などの限られた社会資源を最大限活用して持続可能な社会のための仕組みづくりを推進します。

#### 第4項 計画期間

高齢者計画および障害者計画は、今後も一体的に策定・見直しをしていく必要性から、介護保険法の改正により変更された介護保険事業計画の計画期間を参考に、それぞれ平成18年度～平成20年度までの3カ年を計画期間とします。

地域福祉計画については、高齢者計画および障害者計画との一体性をあわせ持ちながらも、社会福祉の共通基盤となる理念計画としての性格から、平成18～23年度の6カ年を計画期間とします。

次期福祉総合計画は、原則として、平成24年度を初年度として策定することとなりますが、それまでの間に大きな社会福祉制度の改正が行われるなど、計画の見直しが必要となった場合には、適宜改定を行うことを検討します。



< 計画期間関係図 >

## 第5項 計画の策定過程

本総合計画については、社会福祉法の規定に基づき多様な市民参加を得て策定すること、地域福祉計画、高齢者計画、障害者計画を総合的に策定すること、そしてその策定過程を積極的に公開していくことを3つのポイントとし、以下の10の取り組みを行いました。開催日などは、本書の資料編に記載しました。

### 1. 策定委員会（3部会）の設置

策定委員会を「地域福祉計画部会」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会」、「障害者計画部会」の3つの部会で構成し、計画は、この3部会で同時並行して審議しました。また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会と障害者計画部会の各部会長が地域福祉計画部会の委員を兼務することにより総合計画としての調整を行い、審議内容の充実を図りました。

### 2. 市民委員の公募

市報と市のホームページ上で市民委員を公募した後、8名の応募者から作文・面接により3名を選考し、3つの部会に各1名ずつ委嘱しました。

### 3. 部会の公開

すべての部会を公開し、毎回、市報、市のホームページ上で開催日時などを周知しました。全部会に傍聴者がありました。

### 4. 会議要録の公開

すべての部会の会議要録を毎回市のホームページ上で公開しました。また印刷された会議要録と各部会配布資料は、市政資料コーナーで閲覧に供しました。

### 5. 地域懇談会の実施

本市における福祉関係の計画策定としては、初めてKJ法\*を用いて懇談会を開催しました。全3回で延べ60名の参加者がありました。

### 6. 団体ヒアリングの実施

市では、障害者計画の策定にあたり、実態に即した具体的な障害者施策を検討するため、51団体（98名）から現状・課題・要望などをヒアリングしました。結果は各部会で報告されました。

### 7. 中間のまとめ（計画案）の公表

策定過程の計画案を「中間のまとめ」として冊子にまとめ、図書館やコミュニティセンターほかで配布し、市のホームページ上に掲載しました。また、概要を市報で公表しました。

---

\* KJ法

グループ討議の方法。メンバーが個々の考えを小さなカードに書き出し、それらを1枚の大きな紙の上でグループ化し、各グループのキーワードやグループ間の関係などを書き込んでいくことで、問題を整理し解決方法を導く。発案者・川喜多次郎氏のイニシャルから命名されている。

## 8. 市民意見交換会の実施

策定委員と市民が「中間のまとめ」について意見交換を行うために実施しました。開催にあたっては、計画案について参加者が具体的に提案しやすいよう計画ごとに分科会を設けるなどの工夫を行いました。3つの分科会の3日間の合計参加者数は、延べ180人となりました。

## 9. パブリック・コメントの募集

「中間のまとめ」に対し、市民からの意見をEメール、ファックス、郵送などで募集したところ、9名の方から応募がありました。お寄せいただいた意見は、上記8の意見と合わせて整理し、計画策定の参考としたほか、策定委員会の取り扱い方針を付して各部会や市ホームページ上で公開しました。

## 10. 市民意識調査および実態調査などの実施

地域や福祉に対する市民の意識・意向を把握するため、「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。また、高齢者、障害のある人の実態を把握し、より適切で効果的な施策を検討するため、「高齢者保健福祉実態調査」、「独居高齢者実態調査」ならびに「障害者実態調査」を実施しました。これらの調査結果は、各部会で報告され、今後の事業を検討するための参考資料としました。

このほか、市政モニター事業を活用して、多様な年齢層に対して高齢者サービスと介護保険に関するアンケート調査を実施しました。

調査名	調査時期	調査者数	有効回答数(回収率)
地域福祉に関するアンケート調査	平成17年2月	2,000人	834件(41.7%)
高齢者保健福祉実態調査	平成17年3月	1,960人	1,367件(69.7%)
独居高齢者実態調査	平成16年6月	3,131人	2,650件(84.6%)
障害者実態調査	平成17年5月	3,562人	1,826件(51.3%)
市政モニター事業 高齢者サービスと 介護保険に関する調査	平成17年1月	500人	173件(34.6%)



## 第2節 武蔵野市の現状と将来展望

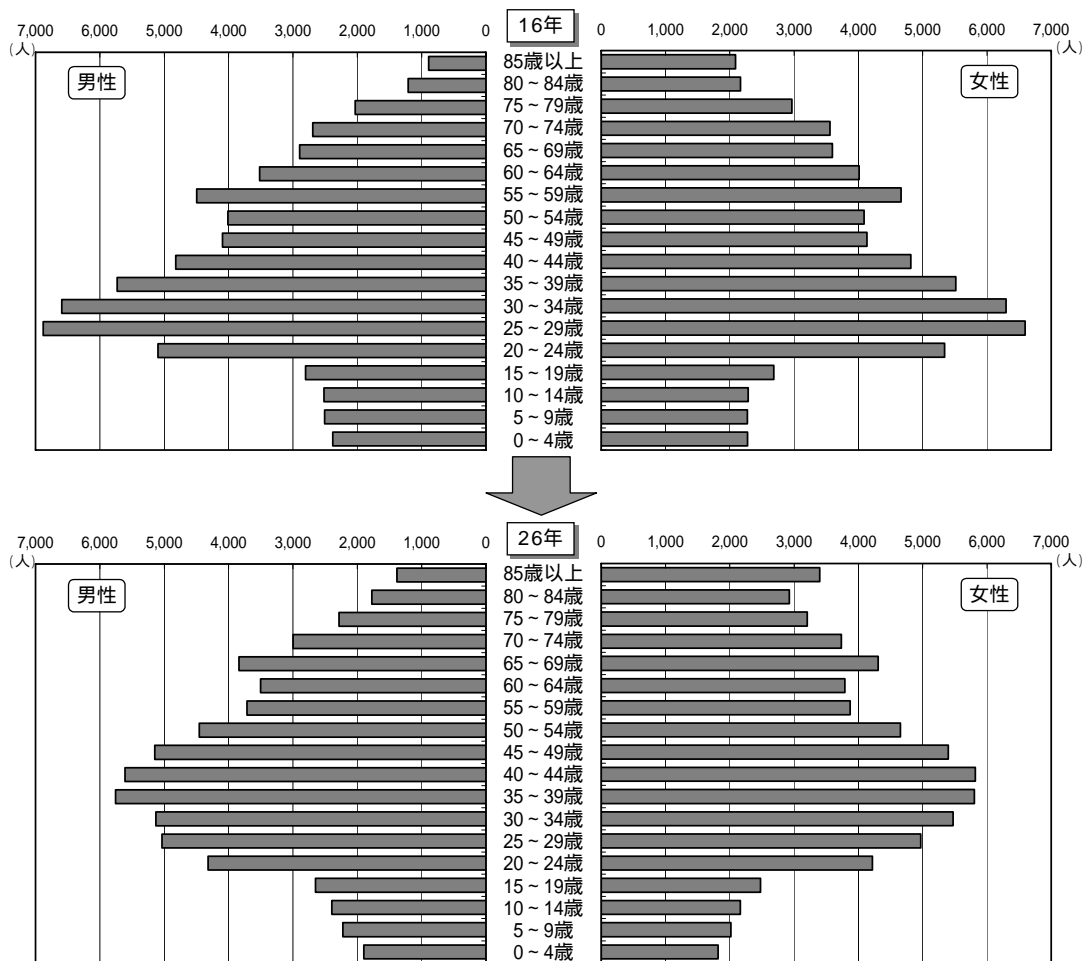
### 第1項 人口構成などの変化

市の人口は平成21年にピークを迎え、その後市制施行以来初めて人口減少期に入ると思われます。

また、平成19年には、現在6千人を超える市内在住の団塊世代（昭和22～24年生まれ）市民が60歳の一般的な定年年齢に達し始め、平成26年にはその全員が65歳以上の高齢者となります。

これらを含め、現在18%台の高齢化率は、平成26年度には22.2%にまで上昇すると予測され、同時期の年少人口の減少（10.6%から9.3%）とも相まって少子高齢化はますます進展します。

世帯構成は単身世帯が引きつづき増加し、中でも高齢者単身世帯は著しい伸びを見せると予想されています。平成17年に実施した国勢調査の速報によれば、本市の1世帯あたりの人員は、前回調査時（平成12年）の2.03人から1.98人に減少しました。



本市の年齢別人口構成の変化

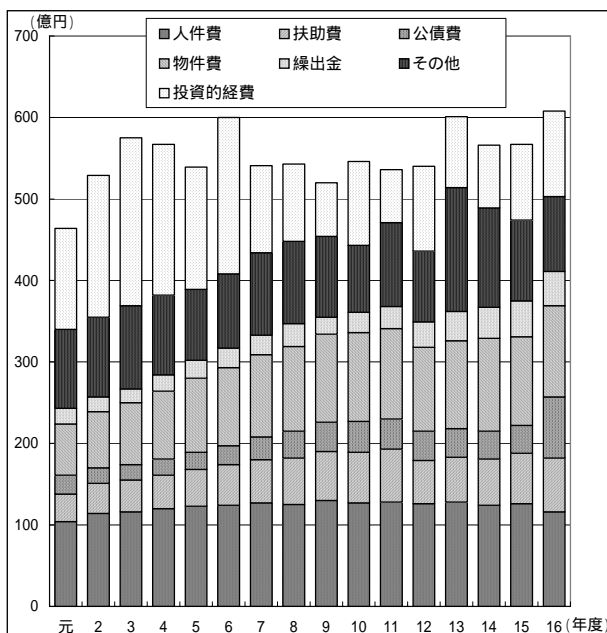
## 第2項 財政状況

市の歳入は、これまで恒久的減税や景気低迷の影響を受け、市税収入は、平成13年度と15年度の法人市民税の臨時的収入を除き、平成元年度以降大きな伸びはなく、350億円前後で推移しています。財政構造の弾力性を示す指標で70%~80%が適正と言われている経常収支比率は、平成13年度を除き平成6年度から80%を超えている状態が続いています。歳出では、人件費は減少傾向にあるものの、平成12年度の介護保険制度の導入により一時的に減少した扶助費は、翌13年度から再び増加し、平成6年度からの10年間で33%の伸びとなっています。また、一般会計から他の特別会計への繰出金も増加しており、平成16年度は、一般会計から17億8,500億円を国民健康保険事業会計へ、11億4,142万円を介護保険事業会計へ繰り出す結果となりました。

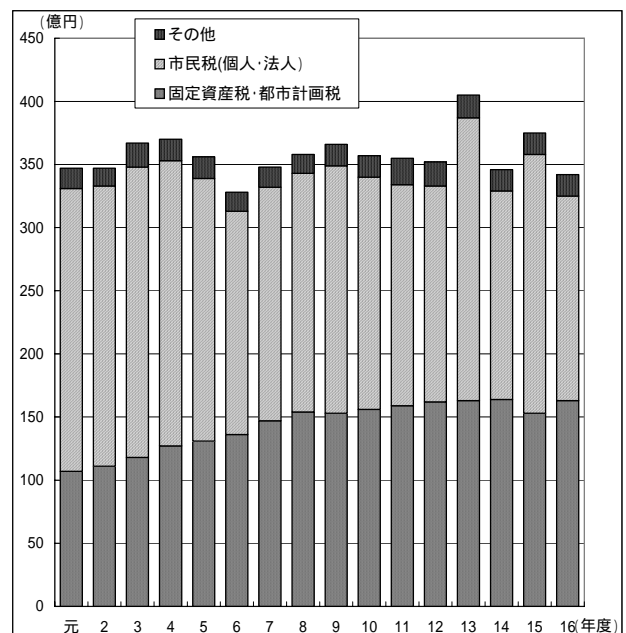
また、国の三位一体改革により平成19年度を初年度として所得税から個人市民税への税源移譲が実施されますが、本市は全国の中でも高額所得者が多く、個人市民税の税率の比率が高いため、増収どころか逆に4億円を超える税収減になることが見込まれます。平成16~18年度の国庫補助負担金の削減額5億6,000万円と合わせると約10億円の財源が不足し、さらに、税制改正による定率減税に伴う地方特例交付金の廃止などの影響もあり、本市の歳入構造も大きな変化を余儀なくされ、財政運営は厳しさが増すことが予想されます。

今後、現在のサービス水準を維持しながら、多様な福祉ニーズにも対応するためには、新たな財源の検討を含め、これまで以上に歳入の確保に努めることはもちろん、事務事業の見直しやコストの削減を強力に推進し、経常的な経費をいかに抑制していくかが重要となります。

< 歳出性質別の推移 >



< 市税収入の推移 >



### 第3節 福祉総合計画の施策体系と重点課題

#### 第1項 施策体系

本総合計画は、四長における実施計画としての位置づけを有することから、優先的に推進する施策を分かりやすく一覧で見えていただくため、主に四長に掲げられた施策体系図の「健康・福祉」分野の施策から地域福祉計画、高齢者計画、障害者計画に該当するものをそれぞれ選択し「福祉総合計画体系図」として掲載しています。

子ども施策についても同様に、四長の「子ども・教育」分野を中心に福祉施策と関連があるものを体系図で表しています。

福祉総合計画体系図

基本施策（四長・福祉総合計画）	福祉総合計画施策
雇用・自立支援と生きがい活動の推進	高齢者雇用の推進
	障害のある人の雇用と自立支援の推進
	自立生活訓練の充実
	外出支援の促進
	社会参加の促進
	生きがいづくり活動の充実
	「団塊世代事業」の支援
	地域の社会資源を活用したネットワークづくり
健康で暮らしつづけるための施策	健康づくりと介護予防
	医療ネットワークの充実
	認知症予防事業の推進
地域で支え合う福祉のまちづくり	地域福祉を支える基盤の強化
	福祉の人材育成
	心のバリアフリーの推進
	ふれあい・ボランティア体験の促進
	ボランティア活動の支援
	地域福祉活動への支援
安心して暮らせるまちづくり	地域の安全・安心の確保
	生活弱者への支援
	災害時の要援護者対策の検討
	健康づくり支援センターを拠点とした地域の保健施策の推進
	在宅生活を支える新しい仕組みの検討
	地域リハビリテーションの推進
	保育・教育の充実
	情報収集・提供システムの充実

(前ページより続き) 安心して暮らせるまちづくり	バリアフリー化の促進
	保健・医療の充実
	救急医療体制の整備
	地域包括支援センターの設置と在宅介護支援センターの機能充実
	相談事業の充実
	家族など介護者の負担の軽減施策の充実
	虐待防止体制の整備
サービスの質の向上と利用者の保護	介護保険制度への取り組み
	利用者の権利を守るための仕組みの充実
	権利擁護事業・成年後見制度の利用の促進
	福祉サービス第三者評価の推進
	福祉サービス第三者評価システムの確立
	サービスの質の向上を図るための仕組みの充実
	利用者の適切なサービス選択につながる情報提供の充実
サービス基盤の整備	ケアマネジメントの充実
	地域生活を支援するサービス基盤の整備
	福祉施設(くぬぎ園)のあり方の検討
	福祉サービスにおける市の役割の見直し
	高齢者住宅施策の推進
	人材育成の充実
介護保険事業の方向性	サービス事業者の参入の促進
	介護保険事業の現況
子育て支援施策の総合的推進	介護保険事業の運営
	地域社会全体で取り組む子育て支援の構築
	保育サービスの拡充
	子育て家庭への支援
	働き方の見直しの啓発などの推進
親子のふれあいと家庭への啓発	子どもプランの推進
	体験事業を通じた親子のふれあい
	子育ては親育て
子育て支援施設の整備	子育て家庭への「食」の啓発
	子育て支援施設の整備
地域で支え合う子育て支援	子育て支援施設の整備
	地域福祉を支える基盤の強化
	心のバリアフリーの推進
	ふれあい・ボランティア体験の促進
	社会参加の促進
障害者相談事業の充実	

## 第2項 重点課題

「住み慣れた地域でいつまでも健康で安心できる暮らしを送りたい」という人々の切なる願いに反して、身体機能の低下、認知症の発症、一人暮らしによる不安、地域社会との断絶（孤立）、漠然とした将来への不安、生きがいの喪失、外出支援の不足などのさまざまな要因が生活の質を低下させ、さらには、在宅生活を断念せざるを得ない状況をつくり出しています。

そこで、地域懇談会で寄せられた市民のニーズ（生活課題）なども参考としつつ、本計画では「総合計画」としての視点から、就労問題や家族問題などを含め、これら今日のかつ多様な生活阻害要因を、すべての個別計画における横断的な「重点課題」と認識し、次の6項目としました。

これらの課題に対する具体的な施策・事業は、各個別計画に記しています。

### 在宅介護支援センター\*を核とした地域福祉の充実

介護保険法の改正に基づき、「日常生活圏域」を定めます。

情報提供や相談、各種サービスの連携などによる利用者支援の充実を図り、これまでの在宅介護支援センターの実績を生かしながら「地域包括支援センター」\*を設置して「包括的支援事業」などを実施します。

### 在宅生活を支える福祉サービスの充実と新たな仕組みの検討・構築

権利擁護事業や成年後見制度\*の相談事業などを再編成し、安心して在宅生活が継続できるよう支援します。

高齢者や障害のある人が地域で生活するために必要とするサービスを「質」と「量」の両面から確保するために、新たな事業者やNPO団体などの開拓・育成に取り組みます。

---

\* 在宅介護支援センター

高齢者の在宅介護などに関するさまざまな相談を受けたり、各種の介護支援サービスの情報提供・総合調整を行ったりする施設。武蔵野市内では6カ所に開設されている。

\* 地域包括支援センター

介護保険法の改正により、平成18年4月から新たに設置されるもので、介護予防支援と包括的支援事業（介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護、地域ケア支援）を日常生活圏域において総合的に担う。

\* 成年後見制度

平成12年4月から始められた制度。認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力が不十分で、契約などの法律行為における意思決定が難しい人の保護、支援をするため家庭裁判所の審判により後見人などを選任する「法定後見」と、将来そのような状況になった場合に備えるため、判断能力があるうちに自らの意思により結ぶ契約に基づく「任意後見」がある。

## 健康づくり支援センターを拠点とした地域保健施策の推進

「ヘルスプロモーション」の理念に基づき、市民誰もが自らの健康づくりの実践者となれるよう、市と市民が協働して健康なまちづくりを推進します。  
健康増進に関する情報を総合的に提供します。

## 多様な孤立予防施策の展開

現在実施しているさまざまな施策\*を、「孤立予防」という観点からも積極的に展開していきます。  
地域福祉活動推進協議会を中心に展開している「安心助け合いネットワーク」を支援し、多様な施策を検討します。

## 就労支援と生きがい対策

障害のある人の雇用の開拓・促進・定着などを支援する「就労支援センター」を設置し、企業なども含めた「就労支援ネットワーク」を構築します。  
シルバー人材センター事業の強化を図るとともに、団塊世代など今後高齢期を迎える市民に対しては、新たな就労支援・生きがい対策を検討します。

## 福祉サービスの利用者の視点に立った情報提供と相談機能の充実

さまざまな福祉サービスの相談拠点として、引きつづき、在宅介護支援センターや地域生活支援センターの機能の充実を図ります。  
新たに、ケアマネジャーや訪問看護師などを通した双方向性の情報提供サービスを試行し、「必要な人に必要な情報を届けることができる」施策を検討します。

\* 現在実施しているさまざまな施策例

外出支援サービス、会食型食事サービス、老人クラブ活動、浴場開放、テンミリオンハウス、地域健康クラブ、レモンキャブ、社会活動センター事業、コミュニティセンターを中心に展開される市民活動、各種生涯学習事業 など

## 第4節 計画の推進と見直し

### 第1項 福祉総合計画主要事業の指定と進行管理

市は、地域福祉計画、高齢者計画、障害者計画の各個別計画において、毎年、当該年度の主要事業を指定するとともに、半年を単位として「主要事業執行状況報告書」を作成し、進行管理を行うものとします。

### 第2項 実施状況の報告・公表

市は、「福祉総合計画アドバイザリー会議」(仮称。以下「会議」という。)を設置し、前項でまとめた事業の執行状況について会議に報告し、委員との意見交換を行います。また、事業の執行状況については、ホームページなどを利用して公表します。

上記会議の設置に伴い、既存の「障害者計画推進協議会」は発展的に解消し、より総合的かつきめ細やかな見地から本市の福祉行政の推進を図るものとします。

### 第3項 次期計画改定

高齢者計画および障害者計画については、計画期間最終年(平成20年度)を中心に改定作業を行うこととし、その際は健康推進計画との調整を図るものとします。

福祉総合計画については、上記改定にあたり、前項の会議の意見を参考とし、総合計画として適切なものとなるよう必要に応じて調整します。

福祉総合計画(地域福祉計画、高齢者計画、障害者計画)の改定は、平成23年度を目途に行います。

個別計画名	計画期間	見直し	改定年度と取り扱い方法
高齢者計画	3年	3年ごとに一体的に見直し	次回は、平成23年度に一斉改定を行うこととするが、高齢者計画と障害者計画の改定については、平成20年度に、一体的な見直しを含めた検討を行う。
障害者計画	3年		
地域福祉計画	6年	見直しの必要性が生じた場合は計画期間内に一部改定	
健康推進計画	5年	見直しの必要性が生じた場合は計画期間内に一部改定	次回は、平成20年度に改定するが、その際は介護予防施策を含め、高齢者計画および障害者計画とより整合性をとった見直しを行う予定。

